

別記様式

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量 | R5国営常陸海浜公園P-PFI社会実験公園管理業務 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 国営常陸海浜公園事務所長 高村 幸夫 茨城県ひたちなか市馬渡字大沼605-4 |
| 契約締結日 | 令和5年10月12日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 一般財団法人公園財団 東京都文京区関口一丁目47番12号 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | 11,913,000円(税込み) |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | 11,913,000円(税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、国営常陸海浜公園(以下、当公園)でPark-PFI 事業の導入を念頭とした宿泊の社会実験実施に伴い、期間中に必要な公園管理を行う業務である。</p> <p>本業務を遂行するにあたっては、社会実験事業者との調整を図るとともに、社会実験実施期間中の公園管理を行い、夜間・早朝は常駐のスタッフを配置するものとし、緊急時の連絡体制等の確保を要する。また、社会実験実施により判明する、当公園の運営管理上の問題点(管理運営体制、危険箇所等)の報告を求めることから、当公園内の特性を熟知し、運営維持管理に関する広い知識や経験等高度な技術を有し、社会実験以外で実施される当公園の公園運営や管理、イベント等と密に連携することが求められ、有事の際には緊急対応が求められる。</p> <p>一般財団法人公園財団は、当公園の現在の運営維持管理業務の受託者であり、本業務に必要な当公園の特性を熟知した運営維持管理に関する広い知識や経験等高度な技術を有し、かつ、他の複数の国営公園において宿泊を伴う夜間・早朝の管理や運営実績があり、公園全体の運営維持管理と一体となった業務遂行が可能である。</p> <p>したがって、当公園内の特性を熟知し、他の複数の国営公園において同様の実績を持ち、迅速かつ適切な事業調整が可能な一般財団法人公園財団は本業務を遂行可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3 第4項(予算決算及び会計令第102条の4第3号)の規定により、上記法人と随意契約をするものである。</p> <p>適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> |
| 備考 | |